

(第 4 号様式)

2015 年度預保納付金支援事業実施状況報告書

自 2015 年 4 月 1 日
至 2016 年 3 月 31 日

公益財団法人 日本財団

日本財団では、助成金交付先の審査あたっては、外部委員会を設置し意見を求めたうえで、理事会で決定するというプロセスを取っており、透明性の確保を心掛けています。また以下のよう
な審査の視点を定めており、募集要項等にも示しています。

- ①幅広い団体・分野に助成金の波及効果が期待できる事業、又は助成を行う社会的緊要性の高い事業であるか
- ②事業の継続性又は発展性等に着目し、必要かつ効果的な助成となる事業であるか
- ③現状の収支状況を踏まえ、事業に要する費用の見通し並びに今後の見通しが立てられているか
- ④継続して助成を行う場合には、前年度の活動実績又は複数年度にわたる事業計画の進捗状況、犯罪被害者等の実情を把握して犯罪被害者等支援事業に反映しているか等
- ⑤複数年度にわたる事業については、各年度における事業の目標が数値化されるなど明確であり、目標を実現させるための事業計画・資金計画が適正かつ合理的であるか等

なお、採択されなかった事例として、事業内容や事業計画に具体性が伴っていない場合、事業に要する費用の見通しがついていない場合などが挙げられます。

1. 預保納付金支援事業の実施状況

概要説明:

当財団は、2012年4月に預保納付金の担い手として選定され、2012年11月に預金保険機構と協定を締結するとともに、業務実施のための規則やスキームを整え、2013年度から奨学金貸与事業と助成金交付事業を開始した。

本年度は奨学金事業において、給付制度への変更に向けた働きかけを関係省庁に対して続けた結果、2017年度より給付制へ完全移行することが、2016年3月に開催された政府の「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」において決定された。助成事業については、団体運営の自立に向けた各民間団体の財政基盤の強化に注力した。ファンドレイジングの基本的考え方や手法に焦点をあてたワークショップを1泊2日で開催し、各都道府県の被害者支援センター全48団体のうち41団体45名が参加した。モデル事例などの紹介をおし、ノウハウの共有が行われ、各民間団体のファンドレイジング事業の質の向上を図った。また、まだ公的支援制度のないカウンセリング分野に関する調査を行い、2016年度から開始予定の「犯罪被害者カウンセリング支援事業」の事業化へとつなげた。これにより、奨学金事業および助成事業において、募集・審査・決定・進捗管理の業務を滞りなく遂行することができ、預保納付金を犯罪被害者等の支援の充実のために支出した。

1. 外部委員会の開催

- (1) 第6回(2015年度第1回)外部委員会

- 1) 開催日時: 2015年9月1日(火)15:00～
- 2) 開催場所: 日本財団ビル8階会議室
- 3) 決議事項:
 - 第1号議案 委員長の選任に関する件
 - 第2号議案 2016年度奨学金・助成金の募集要項について
- 4) 報告事項:
 - 報告事項1 2014年度預保納付金支援事業の実施状況報告について
 - 報告事項2 2015年度奨学金貸与者の決定および辞退について
 - 報告事項3 2015年度助成事業の取消について
 - 報告事項4 「団体運営の自立へ向けた仕組みづくり」事業の実施状況について
 - 報告事項5 奨学金の給付型制度へ向けた関係機関との交渉について
 - 報告事項6 その他報告事項
- 5) 議事録:
- 6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):

氏名	現在の本務	任期
安西 愈	弁護士	2015年5月1日～ 2017年2月28日
河野 栄子	株式会社リクルート 元会長	2015年5月1日～ 2017年2月28日
佐藤 大吾	一般社団法人ジャパングビング代表	2015年5月1日～ 2017年2月28日
椎橋 隆幸	中央大学法科大学院教授法務研究科長	2015年5月1日～ 2017年2月28日
山本 秀也	産経新聞東京本社 編集委員兼論説委員	2015年5月1日～ 2017年2月28日

- (2) 第7回(2015年度第2回)外部委員会
 - 1) 開催日時: 2016年2月4日(木)15:00～
 - 2) 開催場所: 日本財団ビル8階会議室
 - 3) 決議事項:
 - 第1号議案 2016年度助成金交付先の選定に関する件
 - 4) 報告事項
 - 報告事項1 2015年度、2016年度奨学金貸与者の決定および辞退について
 - 報告事項2 犯罪被害者支援全国キャンペーンについて
 - 報告事項3 「被害者サポート制度」について
 - 報告事項4 奨学金の給付制度に向けた動きについて
 - 5) 議事録:

6) 外部委員に関する事項(氏名・任期・現在の本務等):

(1) 6) と同上

(3) 理事会

1) 第 156 回理事会(2015 年 6 月 16 日開催)

助成金交付事業に係る助成金の交付決定取り消しについて、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 63 条第 2 項に基づき、理事会の議決を得た。

奨学金貸与事業に係る返済猶予について、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 34 条第 4 項に基づき、理事会の議決を得た。

2) 第 158 回理事会(2015 年 6 月 30 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。

3) 第 164 回理事会(2015 年 9 月 18 日開催)

2016 年度奨学金貸与事業及び助成金交付事業の募集にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 9 条第 1 項に基づき、外部委員会(2015 年 9 月 1 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。

4) 第 169 回理事会(2015 年 11 月 17 日開催)

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。

5) 第 177 回理事会(2016 年 2 月 9 日開催)

助成金交付事業において助成金の交付決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 46 条第 2 項に基づき、外部委員会(2016 年 2 月 4 日開催)で意見を受けた内容について、理事会の議決を得た。

奨学金貸与事業において奨学生の決定にあたり、預保納付金支援支出金に係る事業規則第 22 条第 1 項に基づき、理事会の議決を得た。

2. 奨学金貸与事業

(1) 実施概要

・奨学金貸与事業の目的

当奨学金は、生計を担っていた保護者(父または母など)が理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となった犯罪被害者等の子どもの教育機会を確保するとともに、事件を契機に社会から疎外感を感じることもある子どもを、社会全体で温かく支えることを目的に、高校、大学、大学院、短大、専修学校(専門課程)に在学しているか進学を予定している犯罪被害者の子弟を対象に、奨学金を無利息で貸与する制度である。

・募集活動実績

募集チラシと募集要項・申請書を作成し、随時申請を郵送により受け付けた。

また申請書類は当財団ホームページよりダウンロードできる。

・募集活動内容

通年募集チラシ合計 211,100 部を、全国警察本部および警視庁 51 カ所、全国警察署 1,167 か所、全国の市区町村 1,741 カ所、被害者支援センター 48 カ所他へ配布し、募集活動を展開した。同時に、当財団ホームページや Facebook・Twitter 等 SNS を通じて、周知活動を行った。

・申込件数・金額(高校・大学(各種学校)別)

当年度は、33 名から奨学金の申請があり、29 名に対して貸与決定をした。その後、取り消し対象者が 1 名発生したため、当年度は 28 名に対して奨学金を貸与した。

	申請		決定		抛出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院	0	0	0	0	0	0
大学・高等専門学校 4 年以上または専修学校専門課程に在学する学生	20	24,280,000	19	23,340,000	18	22,080,000
高等学校、高等専門学校 3 年以下または専門学校専門課程に在学する学生	13	7,020,000	10	5,820,000	10	5,820,000
合計	33	31,300,000	29	29,160,000	28	27,900,000

・継続奨学生(高校・大学(各種学校)別)

2013 年度奨学生 17 名、2014 年度奨学生 22 名が継続を予定していたが、打ち切り・中止対象者が、2013 年度奨学生 1 名、2014 年度奨学生 6 名(うち 1 名は 4 月から 11 月まで抛出をしたため、抛出人数・金額に含める)発生したため、2013 年度奨学生のうち 16 名、2014 年度奨学生のうち 17 名の奨学生に対して、当年度も継続して奨学金を貸与した。

	2013 年度継続 抛出		2014 年度継続 抛出	
	人数	金額(円)	人数	金額(円)
大学院	0	0	2	2,400,000
大学・高等専門学校 4 年以上または専修学校専門課程に在学する学生	14	12,360,000	10	8,320,000
高等学校、高等専門学校 3 年以下または専門学校専門課程に在学する学生	2	960,000	5	2,760,000
合計	16	13,320,000	17	13,480,000

(2) 貸与実績

・実行

別添参照

・貸与状況

奨学金決定の取り消し・打ち切り・中止対象者・・・8名

理由：浪人、退学、休学、留年により、進学や進級が困難になったため。

(3) その他

・返済猶予状況

奨学金返済猶予対象者・・・8名

理由：大学・大学院への進学のため。

経済的に困窮しているため。

3. 助成金交付事業

(1) 実施概要

・助成金交付事業の目的

犯罪被害者の視点に立った質の高い支援を実現するためには、犯罪被害者支援のノウハウが蓄積されている民間の犯罪被害者等支援団体による迅速かつ柔軟で継続的な支援活動の提供が不可欠である。そのため、財政基盤が脆弱な犯罪被害者等支援団体の資金調達力と、支援活動の充実と強化を図ること等を目的に、助成金を交付するものである。

・募集活動の実績(募集の方法)

1) 2015年度募集

審査方針を策定したのち、募集要項を作成、当財団ホームページにおいて公開した。申請受付期間(2014年11月4日から2014年11月28日)を設け、申請書類は申請団体が当財団ホームページよりダウンロードする形をとり、申請書類はメールにて受け付けた。

・申込団体数、事業数、金額別

1) 2015年度募集

	申請			決定		
	件数	団体数	金額(円)	件数	団体数	金額(円)
法人格あり	87	52	394,427,000	85	51	355,310,000
法人格なし	1	1	1,200,000	1	1	1,200,000
合計	88	53	395,627,000	86	52	356,510,000

(2) 助成実績

・助成先リスト

1) 2015 年度募集

		団体名	事業名	助成金額
1	公社	あおり被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,890,000
2	公社	秋田被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,800,000
3	公社	石川被害者サポートセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,780,000
4	公社	いばらき被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための資機材整備	940,000
5			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,440,000
6	公社	いわて被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	7,050,000
7			犯罪被害者等支援のための施設整備	2,000,000
8			東日本大震災により縮小した財政再建	2,500,000
9	特非	エンパワメントかながわ	高校生向けデートDV 予防プログラム実施者養成事業	2,960,000
10	特非	おうみ犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,020,000
11	公社	大分被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	2,060,000
12			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,960,000
13	認特	大阪被害者支援アドボカシーセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,200,000
14			若者へ被害者支援を浸透させる事業	2,050,000
15	公社	沖縄被害者支援ゆいセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,000,000
16	公社	かがわ被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと施設整備	6,530,000

17	公社	かごしま犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,300,000
18	特非	神奈川被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,810,000
19	一社	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	4,950,000
20	公社	紀の国被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり及び支所開設準備	2,450,000
21	公社	京都犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと支所開設準備	6,280,000
22	公社	ぎふ犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための資機材整備	940,000
23			性犯罪被害者に対応する支援員の養成	500,000
24			犯罪被害者等支援のための業務管理システムの構築	880,000
25	公社	くまもと被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	2,590,000
26			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	6,350,000
27	特非	こうち被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	1,990,000
28			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,510,000
29	公社	埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	1,950,000
30			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,680,000
31			犯罪被害者等支援のための資機材整備	1,000,000
32	認特	静岡犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための資機材整備	980,000
33			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	6,130,000
34	一社	しまね性暴力被害者支援センターさひめ	性犯罪被害者に対する直接的支援活動の普及と定着	170,000

35	一社	島根被害者サポートセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと施設整備	3,480,000
36	特非	人身取引被害者サポートセンター ライトハウス	人身取引被害者への支援体制強化	4,060,000
37	認特	全国被害者支援ネットワーク	犯罪被害者等支援に関する広報啓発及び支援体制整備	25,500,000
38			犯罪被害者等支援に関する人材育成	35,270,000
39			犯罪被害者等に対する中央機関業務の充実	5,110,000
40	公社	千葉犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための施設整備	2,000,000
41			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	8,370,000
42	公社	徳島被害者支援センター	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	7,310,000
43	公社	とっとり被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	4,320,000
44	公社	とやま被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,020,000
45	認特	長野犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,980,000
46	公社	なら犯罪被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	2,500,000
47			犯罪被害者等支援のための資機材整備	110,000
48	公社	にいがた被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	2,880,000
49			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,940,000
50			犯罪被害者等支援のための施設整備	1,340,000
51		被害者が創る条例研究会	市町村における犯罪被害者等基本条例の普及	1,200,000
52	公社	被害者サポートセンターあいち	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと施設整備	6,530,000

53	公社	被害者サポートセンターおかやま	犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着	4,700,000
54	公社	被害者サポートセンターおかやま	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,680,000
55	公社	被害者支援センターえひめ	犯罪被害者等支援のための車両整備	1,990,000
56			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,380,000
57	公社	被害者支援センターすてつぷぐんま	犯罪被害者等支援のための車両整備	3,420,000
58			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	10,950,000
59	公社	被害者支援センターやまなし	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと施設整備	5,540,000
60	公社	被害者支援都民センター	犯罪被害者へ直接的支援を実施するための人材育成	7,600,000
61			団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	6,900,000
62	特非	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,510,000
63	公社	ひょうご被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	4,490,000
64	公社	広島被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	9,040,000
65	公社	福井被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための資機材整備	790,000
66			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,200,000
67	公社	福岡犯罪被害者支援センター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	1,650,000
68			性暴力被害者への支援の拡充	3,350,000
69			振り込め詐欺等財産犯を対象とする法律相談事業	3,380,000
70	公社	ふくしま被害者支援センター	東日本大震災により縮小した財政再建	3,370,000

71	公社	ふくしま被害者支援センター	性暴力被害者救援ネットワーク(SACRA 福島)活動の促進と定着	5,570,000
72			犯罪被害者等支援のための資機材整備	390,000
73			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,170,000
74	公社	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,020,000
75	公社	みえ犯罪被害者総合支援センター	犯罪被害者支援チャリティ「ドラムアートフェスタ 2015」の開催	7,150,000
76			犯罪被害者等に対する直接的支援活動の充実および一般市民を対象とした広報・啓発	7,910,000
77	公社	みやぎ被害者支援センター	犯罪被害者へ直接的支援を実施するための人材育成	2,980,000
78			東日本大震災により縮小した財政再建	4,420,000
79			性犯罪被害者に対する支援活動	5,820,000
80	公社	みやぎ被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための車両整備	1,200,000
81			団体運営の自立に向けた仕組みづくりと資機材整備	6,560,000
82	公社	やまがた被害者支援センター	学生と連携した被害者支援に関わる広報・啓発	2,380,000
83			広報・啓発の強化による相談事業の推進	2,650,000
84			団体運営の自立に向けた仕組みづくり	2,090,000
85	一社	山口被害者支援センター	犯罪被害者等支援のための資機材の整備	700,000
86	特非	レイプクライシスセンターTSUBOMI	団体運営の自立に向けた仕組みづくり	3,000,000
合計				356,510,000

※決算額について

2015年度募集事業の決定額は356,510,000円であるが、決算書における支払預保納付金支援支出金額の決算額は、347,580,000円となっている。この差異である8,930,000円の内訳は以下のとおりである。

1. 2016年3月31日現在、7団体から合計金額1,580,000円が返還予定となっている。
2. 福岡犯罪被害者支援センターは、「性暴力被害者への支援の拡充(助成金額3,350,000円)」及び「振り込め詐欺等財産犯を対象とする法律相談事業(助成金額3,380,000円)」について、事業実施が困難となったため、助成契約書15.(助成金の交付の決定の取消)に基づき、事業決定を取り消した。そのため、助成金6,730,000円は未拋出である。
3. 福岡犯罪被害者支援センターは、「団体運営の自立に向けた仕組みづくり」について、事業計画が当初計画よりも縮小したことに伴い、助成契約書3.(助成金の支払時期及び支払方法)(1)項に基づき、助成金を減額し支払うこととした。そのため、助成金620,000円は未拋出である。

なお、今年度においても、全事業において事業完了後に助成金確定の監査を行った上で、事業費総額を改めて確定させる。

・助成事業の概要

下記「預保納付金支援事業」ホームページ参照
<http://nf-yoho.com/projects/2015/>

(3) その他

該当なし